

# 岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等 利用支援補助金制度のご案内【令和8年度版】

本制度は、不登校児童生徒が民間施設等を利用する際の保護者等の経済的負担を軽減し、その社会的自立を支援することを目的としています。岡山市教育委員会が登録した施設を利用する児童生徒の保護者等に対し、利用料の一部を補助します。

## 制度の概要

### ◇補助対象者

以下の要件をすべて満たす保護者等が対象となります。

住所要件	岡山市内に住所を有する児童生徒の保護者等であること。
不登校状況	申請月を含めた過去1年間(例:令和8年7月に申請する場合、令和7年8月～令和8年7月までの期間)のうちに、合計30日以上学校を欠席している児童生徒の保護者等であること。
利用状況	在籍校(国公立・私立を問わない)の授業時間内に、市に登録された民間施設(以下:登録施設)に児童生徒が通所しており、利用料を負担していること。(オンライン利用分は対象外) *授業時間・・・朝の会から帰りの会までの時間。
同意事項	教育委員会が関係機関、在籍校、登録施設と申請情報を共有し、内容を確認することに同意すること。
その他	他の地方公共団体から、同種の補助金を受けていないこと。 市税の滞納がないこと。

### ◇補助内容

補助対象経費	登録施設の令和8年度分利用料 (入学金・入会金、施設整備費、教材費、交通費、食費などは除く)
補助割合	補助対象経費の2分の1以内 (補助上限額:児童生徒1人につき月額 10,000円)

※土日祝、長期休業日等、授業日以外の日の通所は対象外となります。

※100円未満の端数がある場合は切り捨てとなります。

※対象児童生徒が複数の登録施設を利用している場合は、それぞれの利用料を合計した額を補助対象経費の算定基礎とします。

# 民間施設等の登録について

補助金の対象となるには、岡山市教育委員会の登録要件を満たした登録施設である必要があります。

## 登録の申請について

### 登録申請手続きを行う。(電子申請)

- 教育支援課ホームページまたは岡山市電子申請サービスホームページ(手続き検索)より「岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金制度 民間施設登録」にアクセスし、必要事項をフォームに入力する。  
URL: <https://apply.e-tumo.jp/city-okayama-okayama-u/offer/offerList.initDisplayTop>
- 以下の書類(PDFまたは写真)を添付し申請する。
  - ・施設の概要等が分かるもの(例:施設パンフレット等)
  - ・学校との連携内容が分かる書類(例:通所状況を学校へ報告するための様式(任意)等)
  - ・滞納無証明書

### 教育委員会による、現地施設確認、ヒアリングを受ける。

- 電子申請後、登録したメールアドレスにヒアリング日程調整のメールが届く。

### 2 教育委員会から通知書を受け取る。

- 登録したメールアドレスに「登録決定通知書」または「不登録決定通知書」が届く。
- 登録が決定した施設は、メールに添付された「岡山市ホームページ掲載用施設説明」に必要事項を入力し返信する。
  - 教育支援課ホームページの「登録施設一覧」に掲載  
URL: <https://www.city.okayama.jp/soshiki/6-2-7-0-0.10.html>



## 保護者等への協力について(施設登録後)

- 3 保護者等へ実績証明書を渡す。(様式は教育支援課ホームページよりダウンロード URL: <https://www.city.okayama.jp/soshiki/6-2-7-0-0.10.html>)
  - 保護者等からの発行依頼を受け、岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金実績証明書【様式第2号】を発行し保護者等へ渡す。
  - ※【様式第2号】には、**補助対象となる「授業日」の利用回数・利用料のみ**を記入してください。

### 4 様式第2号を発行した対象者一覧を教育委員会に報告する。(電子申請)

- 岡山市電子申請サービスホームページより「岡山市不登校児童生徒を支援する民間施設等利用支援補助金制度 様式第2号発行者一覧」にアクセスし、必要事項をフォームに入力する。  
URL: <https://apply.e-tumo.jp/city-okayama-okayama-u/offer/offerList.initDisplayTop>
- 報告期限は以下の通りです。
  - ・第1期(4月～7月利用分) 8月31日
  - ・第2期(8月～12月利用分) 1月31日
  - ・第3期(1月～3月利用分) 3月31日

## 留意事項

登録施設は、以下の内容について留意しなければなりません。

- ・当該年度の登録を受ける場合は、各年度の1月末日までに登録申請を行うこと。
- ・不登校児童生徒の毎月の通所状況や活動内容を在籍校に報告するなど連携を図ること。
- ・教育委員会から要請があった場合、現地調査等に協力すること。

## 登録要件

以下をすべて満たしている必要があります。

1	不登校児童生徒を支援する民間施設等として1年以上の活動実績があること。
2	原則として週1回以上開所し、利用者が在籍する学校の授業時間内に不登校児童生徒の受け入れができる通所型施設であること。
3	不登校児童生徒を支援する民間施設等を運営する者(法人、個人は問わない)が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有していること。
4	営利本位ではなく、入会金、利用料(月額・年額等)等の費用が明確にされており、本補助金の補助対象経費についても保護者等に情報提供がなされていること。また、パンフレットやホームページ等で広く情報提供がされていること。
5	各施設にあっては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。また、児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。
6	不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的とし、社会的な自立を目指すものであること。また、児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような支援を前提としていること。
7	児童生徒のプライバシーに配慮の上、学校と施設が少なくとも学期に1回程度は、支援計画をもとに支援の方向性を共有し、密接な連携体制を構築できること。
8	業務上、知り得た児童生徒等の個人情報 <sup>1</sup> を適切に管理できる体制を整備していること。
9	以下の全ての安全確保措置と情報管理措置を講じていること。 ア. 採用選考時、誓約書等の提出により求職者の特定性犯罪前科の有無を確認していること。 イ. 児童生徒に対する日常的な観察、定期的な面談又はアンケート等、被害を早期に把握するための措置を講じていること。 ウ. 児童生徒や保護者が容易に相談できる相談窓口(施設内部及び外部の専門窓口)を周知していること。 エ. 児童対象性暴力等の防止、早期把握、調査、被害児童等の保護・支援に関する事項を定めた「児童対象性暴力等対処規定」を策定し、遵守していること。 オ. 全ての従事者に対し、こども家庭庁が定める標準的な内容を含む性暴力防止研修を、採用時及び定期的に受講させていること。 カ. 特定性犯罪前科等を含む機微な情報について、管理責任者の設置や情報管理規程の策定等により、特に厳格な管理を行っていること。
10	体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。
11	政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。
12	施設の運営主体が暴力団または暴力団経営支配法人等でないこと。
13	不登校児童生徒を支援する民間施設等を運営する者に市税の滞納がないこと。
14	その他、教育委員会が必要と認める基準。

問い合わせ先

岡山市教育委員会事務局学校教育部

教育支援課 多様な学び支援室

TEL 086-803-1397